

指定障害福祉サービス事業者等
指定障害児通所支援事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

令和7年度 福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出について（通知）

このことについて、令和7年度における「福祉・介護職員等処遇改善加算」の算定を行う場合は、次のとおり届出書類等を提出願います。

1 届出書類（提出データ）等
様式2（補助金・加算計画書一体化様式）

2 提出期限 令和7年4月15日（火） 期日厳守

3 提出方法 原則、旭川市電子申請システム（下記フォーム）により提出願います。
<https://logoform.jp/form/iLZf/934767>

4 留意事項

（1）届出書類の作成について

①計画書の様式は年度毎に変更されていますので、必ず令和7年度の様式を使用してください。

②届出書類様式にあらかじめ入力されている計算式等に変更しないようにしてください。

また、様式の各シートは連動していますので、シートの構成も変更しないようにしてください。

③作成に当たっては、「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年3月7日付け障障発0307第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知・こ支障第11号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）及び「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」等を参照し、算定要件を御確認いただきますようお願いいたします。

（2）届出書類の提出について

＜基本情報入力シート＞の「1 提出の目的と提出先の自治体名」において、提出の目的を「加算様式を指定権者に提出」と選択した後、加算様式の提出先に「旭川市」と記入の上提出してください。

（3）根拠資料の添付について

①新規で処遇改善加算を取得する場合

就業規則等の計画書の内容を証明する資料を添付してください。

②継続して処遇改善を取得する場合

計画書の内容を証明する資料の添付は原則不要です。ただし、根拠資料を確認する場合がありますので、関係する書類については適切な保管をお願いいたします。

（4）その他

①障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金も申請する場合は、北海道へも計画書を提出してください。

②計画書の様式等は、旭川市のHPにも掲載しています。必要に応じて参照願います。

旭川市HP MENU>事業者向け>よく利用されるページ>障害福祉サービス等事業者向けトップページ>4－（3）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/seinsei1/p006049.html>

（提出先及び連絡先）

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎4階
旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）
電話（0166）25-9849